

中央区役所発注の物品供給等契約案件における少額随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約分)

様式14

No	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	中央区災害対策用職員住宅什器借入	23家庭用電気機器	エイトレント(株)	171,633	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
2	総務課事務参考用毎日新聞及び日本経済新聞の購入(4月～3月分)		(株)岡島新聞舗	102,552	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
3	総務課事務参考用読売新聞の購入(4月～3月分)		読売センター本町	48,444	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
4	総務課事務参考用朝日新聞の購入(4月～3月分)		(株)朝日新聞なにわステーション	48,444	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
5	総務課事務参考用産経新聞の購入(4月～3月分)		産経新聞大阪販売(株)	48,444	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
6	総務課事務用地方財務実務提要(追録)の購入		(株)ぎょうせい	29,808	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
7	窓口サービス課事務用涉外身分関係先例判例総覧(追録)の購入		日本加除出版(株)	6,740	平成28年6月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-

随意契約理由書

1. 案件名称

中央区災害対策用職員住宅什器借入

2. 契約の相手方

エイトレント株式会社

3. 随意契約理由

不動産賃貸借に付随して発生するものであるため、不動産賃貸借契約と同様に複数年に渡って契約するものであり、他の業者に変更する際に要する時間や経費などを鑑みると引き続き同業者と契約することが望ましいため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

随意契約理由書

1. 案件名称

総務課事務参考用毎日新聞及び日本経済新聞の購入（4月～3月分）

2. 契約の相手方

株式会社岡島新聞舗

3. 随意契約理由

新聞の配達区域が指定されているため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

随意契約理由書

1. 案件名称

総務課事務参考用読売新聞の購入（4月～3月分）

2. 契約の相手方

読売センター本町

3. 随意契約理由

新聞の配達区域が指定されているため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

随意契約理由書

1. 案件名称

総務課事務参考用朝日新聞の購入（4月～3月分）

2. 契約の相手方

株式会社朝日新聞なにわステーション

3. 随意契約理由

新聞の配達区域が指定されているため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

随意契約理由書

1. 案件名称

総務課事務参考用産経新聞の購入（4月～3月分）

2. 契約の相手方

産経新聞大阪販売株式会社

3. 随意契約理由

新聞の配達区域が指定されているため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

随意契約理由書

1. 案件名称

総務課事務用地方財務実務提要（追録）の購入

2. 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3. 随意契約理由

地方財務実務提要の追録については、株式会社ぎょうせい以外では取り扱いがないため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

随意契約理由書

1. 案件名称

窓口サービス課事務用涉外身分関係先例判例総覧（追録）の購入

2. 契約の相手方

日本加除出版株式会社

3. 随意契約理由

本書籍は、現在窓口サービス課において所有しており、戸籍事務において使用している涉外戸籍（外国籍の者が関連する戸籍の届出）の先例・判例をまとめた書籍の追録である。

戸籍事務は過去の判例、先例に基づいて事務が行われることが多く、また希少な事案に対する相談業務および届出の処理を行うにあたっては、最新の判例、先例の把握が不可欠であり、日々追加される判例や先例を適切に把握し、正確な戸籍事務の執行を図るため本書籍の活用している。

追録には、最新の戸籍に関する判例、各自治体から法務局へ寄せられた疑義に関する回答が掲載されている。

また、過去の先例も戸籍、国籍をめぐる世論の変化を受け、解釈や運用に変更が加えられることもあり、最新情報の把握は戸籍事務執行に必要不可欠である。

かつ、本書は加除式書籍であり、元になる書籍の出版元が日本加除出版株式会社であり、その書籍に対応する追録を発行している会社も同社のみであるため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）